

第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業 (東日本大震災特別助成) 募集要項 子どもの人権連事務局

【趣 旨】

「子どもの権利条約」が国連で採択されて21年、日本で批准されて16年が過ぎました。

子どもの人権連では、条約をふまえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするところみを奨励し、それらのとりくみを広める趣旨で、助成事業を行っています。

第13回は、これまでの事業に加え、3.11東日本大震災後、子どもの権利条約を基盤にして被災地の子ども支援にかかわっているとりくみについても、特別助成を行うこととしました。ふるってご応募下さい。

【応募内容】

ー子ども自身の企画・運営ー

学校、職場、地域などでの、たとえば、

***子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり**

***子どもの権利を確立するためのところみ**

***子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなところみ**

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

※子ども自身がなんらかの形でかかわっているもの(かかわることを予定しているもの)に限ります。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのところみについての子どもによる応募は大歓迎です。

【応募方法】

まずe-mail、電話、faxにて応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、別途1200字から1600字程度で活動(予定を含む)の概要を書いて頂き(写真や資料等も貼付も可)、事務局に郵送してください。(資料等は返却しません)なお、送付物はA4版のみとしてください。

活動の概要には、子どもの参加の状況(どのような形で何人くらい、など)、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定(抱負)もあれば記述して下さい。

【助成費(活動費の一部として)】

1件10万円を上限とし、7件程度(総額70万円)

(助成金の使途が証明できる書類を事前または後日提出していただきます)

【応募締切】

2012年4月27日（金）必着

【審査基準】

子どもの権利の実現や普及・促進に貢献する内容のあらゆるこころみ

【審査委員】

石井 小夜子（弁護士）、中村讓（日本教職員組合中央執行委員長）、石村榮一（全国人権教育研究協議会代表理事）、平野裕二（ARC代表）、森田明美（東洋大学教授）、井上仁（日本大学文理学部教授）、事務局

【結果発表】

発表は2012年6月中旬。応募された方全員に結果をお知らせします。

【実践報告】

5000字程度で活動報告書を提出していただきます。

（子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきます。）

【その他】

お問い合わせは、下記の子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。

WHAT'S 子どもの人権連？

日教組、自治労などの団体会員及び個人会員から構成する子どもの人権連は、1986年の発足以来、「子どもの権利条約」が94年に国内発効するまでは主に、子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報や子どもの権利状況全般の確立をめざす各種出版物を刊行するなどしてきました。特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてきました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴他、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛NGOレポート作成など対国連活動も精力的に行っています。会員申し込み及び機関誌見本の請求は下記まで。（活動内容・会費等の詳細については、人権連H.Pをご覧ください。URL:<http://jinken-kodomo.net>）

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6階
子どもの人権連事務局（E-mail: kodomo@jtu-net.or.jp）

第 13 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業

東日本大震災特別事業 応募用紙

お名前、参加している子どもの人数と年齢 (団体としての応募の場合は代表者名も)			
代表者の連絡先			
昼間の電話番号			
FAX 番号			
e-mail			
応募内容	A4 用紙に 1200 字から 1600 字程度でとりくみのあらましをお書きください。その際、どのような構成メンバーでどこで何をしてきたのか(とくに子どもの参加状況＝募集要項の「応募内容」参照)、これからどこで何をやろうとしているのか等、わかりやすく書いてください。		
助成費の申請内容 最大 10 万円です。助成を希望する費目・金額(これからのとりくみの場合は見積り金額を明示、支出済みのものを申請対象にする場合は領収書のコピー添付)をお書き下さい。支出予定の場合、応募対象のとりくみ・事業終了後、決算報告いただくのが前提となります。			
助成決定した場合の振込先 (郵便局は不可)			
銀行	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">支店</td> <td style="padding: 5px;">普通口座番号： 口座名義 (フリガナ)： (通帳を見て正確に・一文字でも違っていたら送れません)</td> </tr> </table>	支店	普通口座番号： 口座名義 (フリガナ)： (通帳を見て正確に・一文字でも違っていたら送れません)
支店	普通口座番号： 口座名義 (フリガナ)： (通帳を見て正確に・一文字でも違っていたら送れません)		

子どもの人権連：101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2

Tel 03-3265-2165, Fax 03-3230-0172, e-mail kodomo@jtu-net.or.jp